

大徳原周辺地域 景観形成住民協定書

(前文)

駒ヶ根市大徳原地域は西に中央アルプス南駒ヶ岳、東に南アルプス仙丈岳を望み、中田切水系の清らかな河川と歴史的にも由緒のある美しい田園地帯であります。

また、当地域内を中央道西宮線と広域農道が横断し、周辺にはJICAの青年海外協力隊訓練所、サービスエリア並びに老人・児童福祉が設置されているなど自然と調和された景観を形成しています。

私たちは、自然と住民との長いかかわりの中ではぐくまれてきたこの美しい景観を、守り、育て、これを次の世代に引き継いで行くために、この協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、大徳原自治組合地域及びその周辺地域における環境整備と景観形成に必要な事項について協定し、美しいまちづくりを進めることを目的とします。

(景観形成住民協定地域)

第2条 この協定の対象となる地域（以下「協定地域」という。）は、別図に示す福岡区大徳原自治組合の地域とし、既に景観形成住民協定が締結されている「広域農道沿線景観形成住民協定地域」を除く地域とします。

(協定の締結)

第3条 この協定は、協定地域の土地所有者並びに建築物等の所有を目的とする地上権者、及び賃借権者の3分の2以上の合意により締結します。（以下協定を締結した者を「協定者」といいます。）

(協議会)

第4条 この協定の運営に関する事項を処理するため、大徳原周辺地域景観形成住民協定協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

2 協議会の組織、運営等の必要な事項は別に規約で定めます。

(協定地域における協定者の責務)

第5条 協定者は、協定を順守するとともに、協定地域の環境美化に務めます。

(景観形成基準)

第6条 協定地域における良好な景観の創出のために必要な基準（以下「景観形成基準」という。）を定め、これに適合するように務めます。

(協定地域における行為の届出等)

第7条 協定地域において、次に掲げる行為、又は手続等をしようとするときは、事前に協議会と協議するものとします。

- (1) 農業振興地域除外（農振除外申請）
- (2) 農地転用（農地転用申請）
- (3) 土地の造成
- (4) 建築物、工作物等の新築、増築、改築、移転、外観の変更（確認申請等）
- (5) 柵、擁壁等の設置
- (6) 屋外広告物の設置
- (7) 自動販売機の設置

2 第1項の協議に係る必要な事項は、別に定める。

(審査会)

- 第8条 協議会は、前条の規定による協議について審査するため、審査会を設置します。
- 2 協議会長は、前条の規定による協議があった場合は、すみやかに審査会を開催し、景観形成基準に適合するかどうか審査し、適合することを確認した場合は、その旨を文書をもって申請者に回答するものとします。
- 3 協議会長は、前項において、当該協議に係る行為が、景観形成基準に適合しない場合、又は景観形成基準に定めのない事項で地域の環境に影響を及ぼす恐れがあると判断される場合は、説明会の開催を求めることができるものとします。
- 4 審査会の構成、運営等必要な事項は別に定めます。

(協定の効果)

- 第9条 協定地域の権利を移転する場合は、譲受人に協定内容を引継ぐものとします。
- 2 協定の施行日以降、新たに協定地域に権利を取得した者に対しても、協力を求めるものとします。
- 3 協定地域では、協定者以外の土地所有者、及び建築物等の所有者並びに借地権者等に対しても、この協定内容について協力を求めるものとします。

(協定の有効期間)

- 第10条 協定の有効期間は、締結の日から満10年間とし、期間満了前に協定者の過半数から改定及び廃止の申し出がなかった場合は、更に10年間延長されるものとし、以降同様とします。

(協定の改定及び廃止)

- 第11条 この協定者の内容、及び景観形成基準を変更しようとする場合は、第3条同様権利者の3分の2以上の合意を必要とするものとします。ただし、協定地域に隣接する協定地域外の土地の権利者が、新たにこの協定に参加しようとするときは、参加者が、協議会に合意の意思表示を書面で行い、協議会がこれを認めた場合は、協定地域に編入できるものとします。
- 2 この協定を廃止する場合は、協定者の過半数の合意を必要とします。

(補 足)

- 第12条 この協定に規定するもののほか、協定の実施に関して必要な事項は別に定めます。

附 則

この協定は、平成13年4月1日から効力を発するものとします。

平成13年3月1日

大徳原周辺地域景観形成住民協定協議会

事務所所在地 駒ヶ根市 赤穂 16, 59

代 表 者 会 長 宮 下 邦

